

社会福祉法人松原保育園 行動計画

松原保育園で働く職員全員が思いやりをもって、仕事の質を高め、働きがいを感じる職場にするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：出産予定職員（※配偶者の転勤等やむを得ない事情による退職を除く）
の育児休業取得率100%及び1か月以上の育休取得の達成

〈対策〉

- 令和6年5月～ 職員への育児休業制度の説明、掲示板などによる全職員への周知
- 令和6年6月～ 出産予定職員との事前の面談及び説明

目標2：令和8年3月までに、有期契約職員を含む全職員の年次有給休暇の取得日数
を1人当たり年間7日以上とする。

〈対策〉

- 令和6年5月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和6年6月～ 計画的な取得に向けて研修を計画期間中に実施する
- 令和6年12月～ 年度途中で取得状況を調査し、取得を促す